

委員からの質問2

○ 選挙人・投票人に関する業務について、投票者要件に「引き続き都内に在住していること」がある選挙において、引き続き都内に在住していることの確認方法の1つである住基ネットでの確認に当たり、機器障害等が発生してJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が保管する本人確認情報が即時に確認できなくなった場合を想定して、予めJ-LISが保管する転出者に係る本人確認情報を一括照会して保管しておくとのことである。このデータについて、選挙後3日以内に削除するとのことであるが、この期間設定はどのような根拠に基づくものか。

回答2

○ 「選挙後3日」という期間に関して、法的根拠や都からの保有期間に関する指示はございません。選挙管理委員会としては、J-LISが復旧すれば、保管したデータを参照する必要がないため、翌日開票や作業の遅延、祝日等の休務日の可能性を考慮し「選挙後3日」という期間を設定いたしました。